

令和4年1月7日
国土交通省海事局

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年10月25日から令和3年11月24日まで、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、7件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和3年10月25日（月）から令和3年11月24日（水）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 7件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8627

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見関係箇所	ご意見の概要	考え方
全体	e-Gov パブリック・コメントの本案件のページには、Word 文書での書類アップロードが行なわれていたが、Word 文書での書類閲覧を行なわせるのはユニバーサルアクセスの観点からすると不適切であるので、PDF ファイルに直してアップロードするようにされたい。行政機関全てがデジタル行政を適切に行なうべきである。	今後の意見公募に際しては、ご指摘の点を踏まえ、適切なファイル形式での公表を行うようにいたします。
内航海運業の登録申請等に係る記載事項等の追加	書類について確認が行なえないので適切に意見公募への意見を行う事が出来ない。書類様式等を示して再度意見公募を行なわれたい。	書類様式については、内航海運業法改正に伴い新たに登録等を義務化する船舶管理業に係る項目の追加が中心です。ご意見については本案の背景及び改正概要に関して募集しており、改めての意見募集を行う予定はございません。
船舶の管理をする事業者が有すべき財産的基礎の基準	公的な手続においては証明のための書類が必要と考えるが、特段に反対は無い。	改正趣旨にご賛同いただきありがとうございます。
船舶の管理をする事業者が有すべき財産的基礎の基準	財産的基礎の基準を客観的に明確な数値基準にするべき。他業種の許可要件を見習い、法人であれば一定の資本金や残高証明書といった客観的に判断しやすい基準を設定するべきである。そうする	財産的基礎の有無の具体的な判断基準については、別途通達において定めることを検討しております。いただいたご意見は、当該通達の作成及び運用に際して参考とさせていただきます。

	<p>ことで、申請する側は許可基準が明確であるし、許可する行政庁の審査期間の短縮にも繋がるはずである。</p> <p>また、船舶を管理する事業者は、他人の需要に応じて船員を乗り込ませる事業の一部であることを考えると、船員派遣業に相応する事業と言える。そのため、船員派遣業の許可基準にも参考にして財産的基礎の基準を設定すべきともいえる。</p>	
契約書面への記載事項	<p>特段に反対は無いが、具体的な内容を示して再度意見公募を行なっていただきたい。</p>	<p>ご意見については本案の背景及び改正概要に関して募集しており、改めての意見募集を行う予定はございません。</p>
契約書面の交付に代えることができる電磁的方法、電磁的方法により契約書面を提供する場合に相手方の承諾を得る方法	<p>この省令案概要に記載されている内容だけでは少々具体的な記載内容が分からない。用いるのに問題がある電磁的方法もあることから、ちゃんと具体的な記述が行なわれていないと、賛成を行う事は出来ない。電子署名の利用等、必要となる技術的要件についても定めて、再度意見の公募を行っていただきたい。</p>	<p>今般の改正では、電磁的方法について、書面化できるものであることや受信者に対して通知するものであることを要件としています。技術的要件に係るご意見については、今後の運用を踏まえ、参考とさせていただきます。なお、ご意見については本案の背景及び改正概要に関して募集しており、改めての意見募集を行う予定はございません。</p>
その他所要の改正、内航海運業報告規則等の一部改正	<p>見ていないので意見を行なえない。</p>	<p>これらの改正は、内航海運業法改正に伴って生じた条項の番号の変更について、当該法律を引用している省令においてもその条項の番号を変更するものが中心であり、専ら技術的な手当てですので、改めての意見募集を行う予定はございません。</p>

(注) ご意見については、同様の意見を集約するとともに、一部要約して記載しております。

以上